

加賀市議会議員政治倫理審査請求要綱

加賀市議会議員政治倫理条例(平成22年加賀市条例第37号)第7条及び加賀市議会議員政治倫理条例施行規則(平成23年加賀市議会規則第2号)第3条に規定する市民からの審査請求の手續に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に規定する直接請求のうち、条例の制定(法第74条第3項及び第4項の規定を除く。)の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。